

2025 年 6 月 26 日  
一般社団法人 日本船主協会

シップ・リサイクル条約（香港条約）発効を受けた  
日本船主協会会長 明珍幸一コメント

本日、シップ・リサイクル条約（2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約、以下「香港条約」）が発効し、安全かつ環境に配慮したシップリサイクル実現に向けた国際的な法的枠組みがスタートを切ることとなりました。

船舶リサイクルに伴う危険や、環境への悪影響等に対する懸念の声を受け、10 年間の審議を経て 2009 年に IMO（国際海事機関）で採択された香港条約は、2023 年 6 月 26 日に発効要件を充足し、規定に基づき 2 年後の本日、待望の発効を迎えることとなりました。サーキュラーエコノミー実現に向けての社会的関心・要請が高まり、再生鉄にも注目が集まるなか、世界の船舶の 97%<sup>\*</sup>が国際条約に従い、安全かつ環境に配慮した方式でリサイクルされることになったことを海運業界として大いに歓迎するものです。これまで各施設を度々視察し、改善を促進の上、条約水準の認証を得た施設でのリサイクルを推奨・実行してきた日本船主協会及び会員船社にとって、発効の日を迎えたことは感慨もひとしおです。

香港条約の策定から発効に至るまで、主導的な役割を果たされた日本政府のこれまでのご理解・ご尽力に心より感謝申し上げますとともに、認証制度の整備・確立を通してリサイクル施設の水準の向上を実質的に後押しいただいた日本海事協会、条約批准を決断いただいたインド、バングラデシュ等主要リサイクル国の関係者など、国内外の関係各位の長年のご協力に深く敬意を表します。

本年 10 月には IMO で 2050 年の GHG 排出ネットゼロに向けた世界初の業界横断的なカーボンプライシングの枠組みが採択される見通しであり、今後、老齢船をゼロエミッション船等のより環境に優しい船に置き換える動きが加速することは確実な状況にあります。香港条約の着実な実行による円滑なシップリサイクルを通じ、海運の低・脱炭素化が益々進展することを強く期待しています。

以 上

\* 海運統計要覧 2023（出所：UNCTAD STATISTICS）によると、2021 年の世界の解撤量 14,778 千トンのうち、香港条約締約国（24 ヶ国）で解撤された船舶は 14,391 千トンでその割合は 97.4%。